

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成30年度 第2回松阪市景観計画改正検討委員会
2. 開催日時	平成30年10月17日(木) 午後2時00分から午後5時00分
3. 開催場所	松阪市日野町788番地 カリヨンプラザ1階 松阪市産業振興センターカリヨン別館 (会議・セミナー室)
4. 出席者氏名	(松阪市景観計画改正検討委員) 浅野 聡 (委員長)、宮本 公夫、松田 ますみ、 門 暉代司 (委員長代理) (事務局) 建設部部长：長野 功 建設部次長：伊藤 篤 都市景観・計画担当参事兼都市計画課長事務取扱 兼松阪市空家等対策担当：廣田 昇 景観担当主幹兼景観係長事務取扱：山本 誠 景観係：亀谷 佳伸 景観係：濱本 織衣
5. 開催および非公開	公開 (議事(3)のみ非公開)
6. 傍聴者数	2名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

平成30年度 第2回松阪市景観計画改正検討委員会議事内容

1. あいさつ

2. 議事

- (1) 第1回改正検討委員会意見と対応方針案
- (2) 松阪市景観計画の見直し案について
- (3) 重点地区（候補含む）における制度運用に向けた進め方
 (3) については、個人情報等を含むため非公開とします。

事務局 ・傍聴者入場の説明
・あいさつ（長野部長）
・委員出席人数の確認
・配布資料の確認 等

事務局 それでは委員長、議事進行をよろしくお願い致します。

委員長 お忙しい中、第2回の松阪市景観計画改正検討委員会に出席いただきましてありがとうございます。それでは事項書に従って進行していきますので、よろしくお願い致します。

本日の議事ですが、事項書の通り3つあります。事前に協議をし、事務局を通じて各委員のみなさまにも事項内容について確認していただいておりますが、先程事務局から話がありました通り、(3)については個人情報等を含む案件のため、非公開として進めさせていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。委員の皆さんからの了承が得られましたので、(3)のみ非公開とさせていただきます。

今回これらの案件につきまして、意見交換をいつものようにしていきたいと思っておりますが、今までと同様に、後日意見が出てきた場合には、事務局にメール等でご意見をいただければと思います。それを事務局で集約したものを、次回委員会にて協議するというように進めていきたいと思っております。それでは事務局に確認ですが、前回の委員会以降、各委員からのご意見はありましたでしょうか。

事務局 委員会以降、特にご意見はございませんでした。

委員長 わかりました。それでは今日の事項書に沿って進めていきたいと思っております。まず議事の(1)と(2)を区切って事務局からそれぞれ説明していただき、協議するというように進めさせていただきます。まず事務局から(1)の説明をお願いします。

事務局 ・(1)について説明。

委員長 どうもありがとうございました。

前回の第1回景観計画改正委員会が出された意見とそれに対する対応方針の案ということですが、みなさんから何か補足の意見があればお願い致します。

委員 よろしいですか。9の対応方針、市が景観形成団体として認定する制度というのは具体的にどのような形になるのでしょうか。

事務局 景観まちづくりをされているような団体になると思います。例えば中万まちなみ保存委員会等、重点地区だけでなく候補地区を含めた景観まちづくりの団体という

ように考えております。

委員 登録制のようなものでしょうか。

事務局 どのような制度にするか、どういう仕組みで認定するか等は詳しくはこれからになります。共同研究の中で出た内容になります。

委員長 そうですね、他市の場合ですと一定の基準をクリアして登録、認定されると、その活動団体が助成を申請した際に、毎年10万円まで補助が受けられるというものがあります。例えばまちづくり協議会のみなさんが市民文化遺産を決められていますが、景観形成団体として認定されていると、シンポジウムをするときに補助金が受けられたり、市の共催や後援で行えるため市の施設を無料で利用できたりするようなメリットがあります。

事務局 松阪市の場合、景観まちづくりだけではありませんが、まちづくりを住民協議会中心に市全体として考えている側面がありますので、そのあたりの整合性を取る必要があります。共同研究でいただいた意見に対して、そういう制度ができればということです。

委員長 他にみえへリテージの会も登録されれば、シンポジウムをするときに市の施設を無料で利用でき、周知活動に市の広報誌を活用できるといったメリットもあるのではないのでしょうか。建築士会のみは景観整備機構になっていますので、景観整備機構の取り組みに関して市は協力できるようになっていると思います。それ以外の団体もこのような制度を使って協力関係を広げていけるといいのではないのでしょうか。大きな支援は難しいですが、ちょっとした支援ができると、様々な団体が様々な場所で活動していけるのではないのでしょうか。現在議論している大きな課題である、重点地区に指定した後の普及啓発活動が止まっていることや、役員が変わると重点地区の継承をしていただけないという課題も、団体の認定制度があるとフォローできるのではないかと思います。

他に何かありませんでしょうか。

事務局 具体的な制度に関してはもう少し時間を経て検討しながら、対応のできる場所から進めていくということをご理解いただければと思います。

委員長 全国的に見ても歴史文化が残っている場所は、都市再生の核にして集客につながるといふ動きがありますが、少し街並みが残っているくらいでは集客できなくなってきました。松阪は重点地区指定が少しずつ増えていることは良いことだと思いますので、後は既存の重点地区の活性化です。我々がお願いして行うのではなく、内部から湧き上がってくると良いのではないのでしょうか。

事務局 それにはどうしたらいいかということが課題です。

委員長 そうなるための対応として、対応方針案が挙げられているので、このような制度の仕組みが検討され実現化していくと、今後プラスに働いていくのではないかと思います。

参考までですが、歴史まちづくり法を併用している地区が非常に多くなっています。景観計画を作成していても、市の単費でやることは難しい。同じことを行うのであれば、歴史まちづくり法に則ると良いと思います。国の重要文化財がないと歴史まちづくり法に手を挙げることは出来ませんが、松阪市は国の重要文化財である松坂城と御城番屋敷、長谷川邸があり、その条件を十分にクリアしています。城下町を持っていても城跡が県指定の史跡であるために、歴史まちづくり法に手を挙げられない団体も多い。国指定の重要文化財を持っていない地域では、都道府県指定のものまで条件を下げしてほしいという要望が出ることもあります。国土交通省としては国が支援するのは国の文化財であるという説明です。

景観計画に基づいて同じまちづくりを行うのであれば、国庫補助を受けながら進めていくことのできる歴史まちづくり法に則る方が、より景観整備が進んでいくのではないかと思います。歴史まちづくり法に則りますと、今進めている市の予算による修景事業において、国庫補助を受けることができます。そうすると、国の認定を受けている間に、町屋を何軒も一度に修復することが出来ます。例えば中万が重点地区になりましたら、一斉に町屋を修復することが出来ます。市の単費ですべてフォローし、毎年一件ずつ修復となると気が遠くなると思います。歴史まちづくり法に則っていけるのであれば、目指すゴールは同じなので、その方が良いのではないのでしょうか。

さらに景観審議会でも以前より議論していますが、殿町の伝統的建造物群保存地区の可能性はあるのではないのでしょうか。伝統的建造物群保存地区になりますと、半永久的に補助事業があります。歴史まちづくり法は10年間限定の事業です。伝統的建造物群保存地区のハードルは高いですが、半永久的に文化庁が支援してくれます。

住民の皆さんへの普及啓発活動を盛んに行い、内部から湧き上がってくるような取り組みを応援していくことと、松阪の条件の良さを活用し、予算確保の意味で歴史まちづくり法や伝統的建造物群保存地区制度の活用を戦略的に考えるのが良いのではないのでしょうか。

委員 長い目で見ますと活用する方が絶対にいいと思います。道路の修景も出来ます。

委員長 松阪市景観計画改正検討委員会で心配している通り、我々の行動以上に全国的な地域衰退が激しい。予想以上に空き家空き地が進行している。中万でもそれが心配されます。例えば、重点地区に指定されて盛り上がっているのに、建物改修の予算が

回って来ないために5年待つことになれば、所有者の方がもういいですとになってしまうことが考えられます。歴史まちづくり法に則ることが出来、短期的に建物整備等に協力できれば、永く重点地区として維持していただけるのではないのでしょうか。

また、歴史まちづくり法はソフト面でも活用することが出来ます。特に伝統行事の記録に手厚くなっています。景観計画は法律の性格上ハード面が中心になりますが、歴史まちづくり法はハード面だけでなく無形文化財もセットでリストアップできることが特徴です。国土交通省の事業に、文化庁も一緒になって行っています。歴史まちづくり法を活用できれば、今までできなかったことができるようになりそうですし、そうすると住民のみなさんからの賛同も得られやすくなるのではないのでしょうか。

他にいかがでしょうか。

委員 よろしいですか。対応方針の6の市独自の制度の運用とは、これからの検討ということで良かったのでしょうか。今こういう制度があるという訳ではないですか。

事務局 そのとおりです、これからご協議いただき決めていきたいと考えています。

委員長 他によろしいでしょうか。ご意見があれば、後ほど出していただいても構いません。

それでは議事の(2)の説明を事務局からお願いします。

事務局 ・(2)について説明。

委員長 ありがとうございます。

景観重要公共施設の指定の考え方について委員の方からご意見があれば、よろしくお願いします。

委員 特に重点地区の道路を挙げていただいています。資料2の58ページの12番目、こちらは同心町の通りだと思いますが、その通りのもうひとつ右側の新町通りにも、江戸時代の同心屋敷が2棟残っていますし、同じように生垣が残っていますので、この道も大切にしていきたいと思えます。

さらに60ページで参宮街道を選ばれていますが、魚町通りと職人町通りはいかがでしょうか。町屋は明治の火事で焼けてしまい建物は明治以降のものですが、それでもヘリテージは残っています。歩行者が楽しみながら回遊できる景観としては大事になるのではないのでしょうか。

それから職人町通りは15番の通りを越えて、開眼寺があるところまで点々と古い建物が残っています。例えば善福寺信徒会館といった古い町屋はお寺さんが買い取って中を公開しています。旧鍛冶町や油屋町の辺りの通りはまだ近代建物が残っています。散策するにはいい景観がまだまだ残っていますので、あのあたりの

道筋も残していただきたいと思います。

委員長 どうもありがとうございます。

この辺りは候補地区にはあがっていますので、指定の選定基準の一つを満たしています。委員が指摘された可能性を検討していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

委員長 中万がうまくいった後、いずれ個人的には職人町、寺町を含んだエリアに是非取り組みたいと思っています。そうすれば城下町の空間のイメージが立体的に完成していくと思っています。寺町、職人町にもいいところがありますね。

それでは他の委員の方から何かご意見ありますでしょうか。

基本的な考え方について今回はこれでいいと思います。私からの意見ですが、資料2の49ページの整備に関する方針②に、舗装材の美装化、道路上の電柱の民地等への移設と記載されていますが、ここを一步進めて電柱の地中化等も含めてという一文を記載しておけば、すぐには出来なくともいつか発動できるのではないかと感じましたがいかがでしょうか。直ちに事業化の見通しがたっていないために記載がないのだと思いますが、舗装材の美装化や電柱の民地への移設等と同じように条件を整えればという意味で、電柱の地中化も方針として入れていただけると良いかと思います。

事務局 検討します。

委員 通りの裏側に電柱を移設するのに、セットバックは難しいのですか。

事務局 セットバックは地形的な条件が必要になります。本町は水路があり、裏側の土地は個人の方の協力を頂いています。そのような条件が整わないと、電線等の管理の意味でもあまり良いことではありません。歩道があれば良いのですが、一車線の道路で行うことは難しい。本町は地域の方や中部電力の協力を得て行っています。

整備に関する項目は多数挙げていますが、現時点ではたたき台であり、これから道路管理者との協議が必要になります。

委員長 資料2の49ページの方針は市の考え方であり、実際個別協議する中で調整していくことになるのではないのでしょうか。

事務局 コストや安全面など、様々な条件に合わせて個別に協議していくということです。

委員長 そうですね。

引続き資料2の50ページ、景観重要河川についてです。河川もとても重要です。

ので、この案を残していただきたいと思います。57ページの図では阪内川の重点地区に取り入れられている部分が示されています。選定基準が重点地区内なのでこれで良いのですが、河川ですとこの部分だけの整備は難しいのではないのでしょうか。整備するとなると全体になりますよね。それでも阪内川を景観重要河川で是非同意をしていただきたいと思いますが、50ページの三つの方針案だと現状と比べてどのあたりが良くなりそうでしょうか。今のままということでしょうか。

事務局 そうなります。

委員長 阪内川を景観面でうまく利用できるといいと思いますが、近年豪雨災害が多いですし、河川管理が難しいですね。

委員 県河川ですしね。

委員長 水辺に下りていくことは難しいのでしょうか。

事務局 下りていくことは可能です。

委員長 では、親水河川にしていくことは長期的に可能なのでしょうか。伊勢市の宮川のように、広場を整備して、平常時に市民の方が下りてきて遊ぶことができるようにすることは可能でしょうか。私の提案をこの場でどうするか決めるわけではありませんが、景観重要河川に入れるにあたり、ここを変えていくというものがあると良いのではないかと感じました。この方針のままですと、現状通りになってしまうのではないのでしょうか。将来的な活用の目途が立つような一文が入るといいのではないかと思います。今この場で思いつかなければ構いませんので、考えていただけたらと思います。他にいかがでしょうか。

全般的に重点地区の中だと市道が多く、市役所内部の協議なので良いのですが、県道と国道が一部入ってきますので、国と県との協議がポイントになります。先程の話の続きになりますが、市道を景観重要道路に指定し、舗装の美装化を歴史まちづくり事業に入れておけば動いていくと思います。電柱を民地に引き込む事業も予算を取ることが出来れば、後は所有者の同意を得るだけになります。こういったことは市単独で予算をつけることが難しく、中々進んでいきませんので、歴史まちづくり法を利用できるといいと思います。

他によろしいでしょうか。

委員 景観重要道路ですが、松阪には小路や路地がありますが、それは含まないのでしょうか。

事務局 指定の基準が重点地区内の主要道路となっているので、そのような道路を挙げて

います。

委員 小路にもいい建物があると思いますし、そういう所があるからこそ、色々体験できる部分があるかと思います。

委員 基幹道路が参宮街道と和歌山街道、それに並行して職人町通りと魚町通りがあります。新町通りが和歌山街道で、それに並行して新座町通りと白粉町通りがあります。つまり東西南北それぞれ3街道ずつあり、その3街道を結ぶ小路があります。つまり、碁盤目状になっています。縦が3本、横の線が何とか小路、それが江戸時代からそのまま残っています。その小路に古い家が点々と残っています。

委員長 そういう歴史的な場所を残すことができる可能性があります。できることとしたら、その場所を重点地区として指定し、この基準を満たすように、我々が働きかけていくということですね。

委員 そうなると碁盤目状にほとんどすべてということになりますね。

委員 先程河川の話がありましたが、魚町、川井町や西町の住民は川に下りていく道があるので散歩に使うことや、子どもが水辺で遊ぶことがあります。阪内川の橋から堀坂山の方を眺める濃い夕日が沈んでいく風景は、松阪を出た人にとって松阪に帰ってきたと一番感じる風景だと聞きます。さらに阪内川を上っていくと桜の時期は花筏がみられ大変綺麗です。親水河川がどういう定義になるかはわかりませんが、その時期にしか見れないものを観光等とマッチングさせることもひとつできるのではないのでしょうか。色々な見方ができると思うので、もう少し何かあるといいのではないかと思いました。

委員長 ありがとうございます。阪内川のもう少し良い活用法があるかどうかを検討していただけたらと思います。

事務局 市の考え方を整理します。どうしても管理者の問題がありますので、これから考えていきたいと思っています。

委員長 今の委員の話で思ったのですが、重点地区内の城下町の背割水路を景観重要公共施設に指定することもできますね。整備の方針を示しておけば、道路の美装化と同じように、条件が整ったときに水路を整備することもできるのではないのでしょうか。

委員 全国の美しい街並みには必ず美しい水の風景がありますね。

委員長 そうですね。

委員 背割水路の管理は市なのでしょうか。

事務局 赤道や青道、二項道路がありますが、個人で折半もありますのでそのあたりは整理しないといけないと思います。

委員長 どこまでが所有か決まっていないのでしょうか。

事務局 場所によっては決まっておられません。

委員長 整備するときの費用の分担はどうされたのでしょうか。

事務局 最近では整備しておりません。
そのあたりも含めて確認させていただきます。

委員 背割は魚町と本町が言われますが、新座町通りや新町通り、白粉町通りの真ん中もすべて背割になっています。つまり基幹道路の裏はすべて背割になっています。それがそのまま残っています。

委員長 背割水路や路地の追加の話が出ましたので、今出された意見を踏まえて、可能性の検討をお願いします。
景観重要公共施設について、他によろしいでしょうか。
それではここまでの内容について、まとめさせていただきます。議事（２）につきましては、これから各公共施設を所管している市の別の部局、県や国と協議していくということですので、出された意見をもとに方針を追加できるものがないか市で検討した上で、今後管理者と協議をしていくということでもよろしくお願いいたします。議事（１）ですが、先程出された意見を元に検討をお願い致します。出し忘れた意見がございましたら、１０月３１日を目途に事務局まで出していただけたらと思います。
以上を踏まえて、景観重要公共施設を今後指定できるように、管理者と協議を進めていくということでもよろしくお願いいたします。適宜変更があり、委員会開催が間に合わない場合は、メールでも構いませんので文書等で皆さんに連絡をしていただけたらと思います。
それでは議事（１）、（２）は以上とさせていただきます。議事（３）は冒頭説明させていただきました通り、重点地区の中の個人情報を含む案件になりますので、非公開とさせていただきます。
それではここで５分間休憩とさせていただきます。

- ・休憩

- ・議事（３）非公開

委員長 それでは以上で平成３０年度の第２回松阪市景観計画改正検討委員会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

- ・あいさつ